



- 又は部を置く場合には、その名称又は種類
- 事務所の所在地
- 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定
- 理事会に関する規定
- 評議員会及び評議員に関する規定
- 資産及び会計に関する規定
- 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定
- 解散に関する規定
- 寄附行為の変更に関する規定
- 公告の方法

なお、学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければなりません。また、学校法人が解散した際の残余財産が帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならないとされています。

#### イ 役員

学校法人に設置される役員及びその役割等は、概要以下のとおりです（私立学校法 35～40 条の 5 参照）。

- 理事長<sup>5</sup>
  - 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
  - 日常業務については、業務分掌規程等に定めることで、理事会が理事長に意思決定を行う権限を委任することが可能。
- 理事<sup>6</sup>
  - 5 名以上置かなければならない。
  - 理事の選任資格は以下のとおりである。なお、選任手続・方法については、寄附行為に定めるところによる。
    - ✓ 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長<sup>7</sup>及び園長を含む。以下同じ。）<sup>8</sup>
    - ✓ 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為で定められた者を含む。）
    - ✓ 上記に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - 選任の際、現に当該学校法人の役員又は職員でない者（学外者）が含まれるようにしなければならない。
  - 理事のうち、その定数の 5 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 か月以内に補充しなければならない。
  - 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

- 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

#### ● 監事

- 2 名以上選任する必要がある。
- 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。
- 選任の際、現に当該学校法人の役員又は職員でない者（学外者）が含まれるようにしなければならない。
- 監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 か月以内に補充しなければならない。
- 学校法人の業務・財産の状況を監査した上、会計年度ごとに監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出しなければならない。
- 監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告しなければならない。

#### ウ 理事会

理事会は、学校法人に置かれる業務に関する最終的な意思決定機関で、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督します（私立学校法 36～37 条参照）。

- 構成員は理事で、理事の過半数の出席がなければ議決することができない。
- 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 監事も出席して意見を述べる必要がある。

#### エ 評議員会

評議員会は、学校法人に置かれる合議制の諮問機関<sup>9</sup>で、以下の事項について決定するには、理事長は予め評議員会の意見を聴かななければならないとされています（私立学校法 42 条）。

- 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- 事業計画
- 寄附行為の変更
- 合併
- 私立学校法 50 条 1 項 1 号（評議員会の議決を

要する場合を除く。)及び3号に掲げる事由による解散

- 収益を目的とする事業に関する重要事項
- その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

評議員会は、理事の定数（寄附行為において定められた定数）の2倍を超える数の評議員をもって組織されます。そして、評議員は、法人職員、設置する学校の卒業生で25歳以上の者、その他寄付行為の定めによって選任されます（なお、解任についても寄附行為で規定します。）（以上、私立学校法41条2項、44条1項）。

## 2 次回について

次回のニューズレター（Vol.4）においては、私立大学の統合案件について、具体的な事案に沿って、その概要をご紹介しますことを予定しています。

---

<sup>1</sup> 私立学校法2条3項、3条

<sup>2</sup> 「多様性を受け止めるガバナンス改革について（案）」〔平成30年3月27日〕—中央教育審議会 大学分科会 将来構想部会

<sup>3</sup> 株式会社の定款に類似するものと解されます。

<sup>4</sup> 寄附行為の変更には原則として所轄庁の認可が必要（私立学校法45条1項）

<sup>5</sup> 株式会社の代表取締役者に類似した地位であると解されます。

<sup>6</sup> 株式会社の取締役者に類似した地位であると解されます。

<sup>7</sup> 私立大学にも学長は存在し、校務をつかさどり、所属職員を統督する役割を有していますが（学校教育法92条3項参照）、私立大学の学長が、必ずしも学校法人の理事長や理事を兼任するとは限らないため、学校法人の機関としては位置づけられていません。

<sup>8</sup> 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることも可能（私立学校法38条2項）

<sup>9</sup> ただし、寄附行為で定めれば、これを議決機関とすることも可能（私立学校法41条1項、42条2項）。